

大府市告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を次のように指定したので、大府市予算決算会計規則（平成 6 年大府市規則第 21 号）第 51 条の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 16 日

大府市長 岡 村 秀 人

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地  
アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 中丸 幸夫  
神奈川県横浜市港北区菊名 7 丁目 3 番 22 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入等  
大府駅西駐車場使用料、大府駅前広場駐車場使用料、大府駅西駐車場使用料（月極分）、  
大府駅東駐車場使用料の収納（徴収）事務
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託する期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで